

家庭的保育者の認定について

○家庭的保育者になるためには
保育士資格をお持ちでない方(無資格者)が、家庭的保育者になるためには、下記の講義と実習が必須となっております。

【令和2年度の研修予定】 ※あくまで6月中旬時点での予定です。変更になる場合があります。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	会場
子育て支援員研修 申込先:株式会社レック	第1回	講義						→							県央
		実習									→				
	第2回	講義							→						県南
		実習									→				
	第3回	講義									→				県央
		実習										→			
家庭的保育者 認定研修 (株)ポピンズが実施 申込先:(株)ポピンズ	第1回	講義						○	→					県央	
		実習								→				-	
	第2回	講義								○	→			県南	
		実習										→			-

○ 家庭的保育事業 起業(意向)者向けセミナー開催(参加任意)

▶ 面研修受講後、市町村からの認定(認可)を受けて、家庭的保育者として事業を始めることができます。

